

地区計画の決定および用途地域等の変更をしました。

1 地区計画の決定について

平成 18 年 6 月 23 日付で「江古田駅北口地区地区計画」を都市計画決定しました。

変更前



変更後

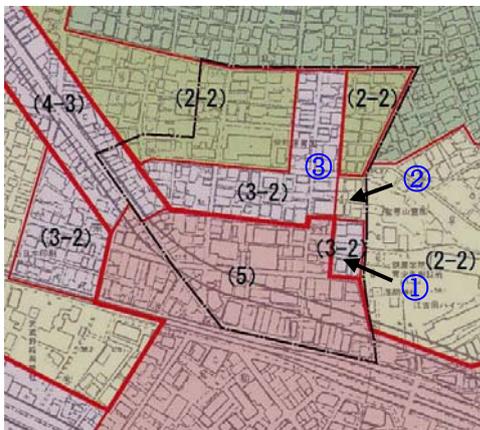


決定年月日・告示番号：平成 18 年 6 月 23 日・練馬区告示第 455 号
 名称：江古田駅北口地区地区計画
 位置：練馬区栄町、小竹町一丁目および羽沢一丁目各地内
 区域：上図「地区計画-19」の区域（）
 面積：約 4.2 h a

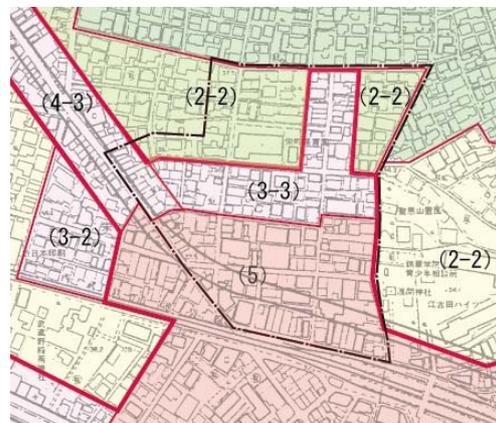
2 用途地域等の変更について

「江古田駅北口地区地区計画」の決定に伴い、以下のとおり用途地域等を変更しました。

変更前



変更後



※図中の一点鎖線（- · - ·）範囲は、地区計画の区域を示しています。）

① 近隣商業地域 建ぺい率 80%/容積率 300% 第 2 種高度地区/準防火地域	→	商業地域 建ぺい率 80%/容積率 500% — /防火地域
② 第一種住居地域 建ぺい率 60%/容積率 200% 第 2 種高度地区/準防火地域	→	近隣商業地域 建ぺい率 80%/容積率 300% 第 3 種高度地区/防火地域
③ 近隣商業地域 建ぺい率 80%/容積率 300% 第 2 種高度地区/準防火地域	→	近隣商業地域 建ぺい率 80%/容積率 300% 第 3 種高度地区/防火地域

＜裏面に続きます＞

用途地域の変更

決定年月日・告示番号：平成 18 年 6 月 23 日・東京都告示第 1031 号

高度地区の変更

決定年月日・告示番号：平成 18 年 6 月 23 日・練馬区告示第 456 号

防火地域および準防火地域の変更

決定年月日・告示番号：平成 18 年 6 月 23 日・練馬区告示第 457 号

お問合せ先 練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課 電話 03 - 3993 - 1111
※地区計画の内容につきましては、東部地域まちづくり課へお願いします。